

平成 24 年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成 24 年 3 月 30 日

公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

2 計画期間内に実施する事後評価の対象及び評価の方法

(1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとする。

なお、各施策等は、計画策定時点におけるものであり、施策等の実施状況その他状況の変化により、追加・変更があり得る。

ア 独占禁止法違反行為に対する措置等

- ① 企業結合の迅速かつ的確な審査（平成 23 年度）（実績評価）
- ② 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処（平成 23 年度）（実績評価）

イ 下請法違反行為に対する措置等

- ③ 取引慣行等の適正化（平成 23 年度）（実績評価）
- ④ 下請法の的確な運用（平成 23 年度）（実績評価）

ウ 競争政策の広報・広聴等

- ⑤ 競争政策の広報・広聴（平成 23 年度）（実績評価）
- ⑥ 海外の競争当局等との連携の推進（平成 23 年度）（実績評価）
- ⑦ 競争的な市場環境の創出（平成 23 年度）（実績評価）

(2) 法第 7 条第 2 項第 2 号の規定に該当する施策
該当するものはない。

(3) 法第 7 条第 2 項第 3 号の規定に該当する施策
該当するものはない。

3 計画期間内に実施する施策の目標，評価指標等

計画期間内に実施する施策(平成 25 年度に実施する事後評価の対象となる施策のこと。)の目標，評価指標等は，別紙「平成 24 年度実施施策に係る事前分析表」のとおりとする。

なお，各施策の目標，評価指標等は，計画策定時点におけるものであり，施策等の実施状況その他状況の変化により，追加・変更があり得る。

以上

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙

(公正取引委員会24-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査		担当部局名	企業結合課		作成責任者名	企業結合課長 小林 渉	
施策の概要	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について、届出に基づいて審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また、企業結合審査の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。		政策体系上の位置付け	迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け)について迅速(第1次審査については30日以内、第2次審査については90日以内)かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、迅速かつ的確な企業結合審査を行って、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月	
測定指標		目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査:届出の受理後30日)	30日以内	24年度	本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第1次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。				
2	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移行したものについては全ての報告等の受理後90日)	90日以内	24年度	本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第2次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。				
3	企業結合公表事例集の利用状況(当該事例集へのアクセス件数等)	-	-	本件施策の有効性を評価するため、企業結合事例集の利用状況(企業結合事例集へのアクセス件数等)を把握して、企業結合審査結果の公表内容の充実度等を測定する。				
4	企業結合審査によって保護された消費者利益	-	-	本件施策の有効性・効率性を評価するため、企業結合審査によって保護された消費者利益を測定する。				
達成手段		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等		
		22年度	23年度					
(1)企業結合の迅速かつ的確な審査に係る経費		7,531(4,789)	8,910	8,274	1~4	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合の当事者、競争業者、需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行うなどして、迅速かつ的確に企業結合審査を行う。		

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会24-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	担当部局名	管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 粕淵 功
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。	政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させ, 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処(原則2か月以内)し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため, 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して, 独占禁止法違反行為を排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月

測定指標	目標値		測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標値	目標年度	
1 申告件数	-	-	事件処理の端緒となる申告件数を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性を評価するため。
2 事件処理件数(法的措置・警告・注意)	-	-	事件処理件数を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性を評価するため。
3 措置の対象事業者数(法的措置・警告)	-	-	違反事件に対する措置の対象となった事業者数を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性を評価するため。
4 課徴金額・課徴金納付命令対象事業者数・一事業者当たりの課徴金額	-	-	課徴金額・課徴金納付命令対象事業者数・一事業者当たりの課徴金額を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性を評価するため。
5 刑事告発件数	-	-	刑事告発件数を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性を評価するため。
6 課徴金減免申請件数	-	-	課徴金減免申請件数を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の効率性を評価するため。
7 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	-	-	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の効率性を評価するため。
8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間	-	-	法的措置を採った全事件の平均事件処理期間を把握して, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性及び効率性を評価するため。
9 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	24年度	酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間を把握することによって, 独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し, 本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり, その目標については, 「特定略式処理を行う商品の指定及び小売業における不当廉売に係る処理方針」に基づき, 設定した。
10 日刊新聞の報道量	-	-	措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量を把握することによって, 独占禁止法違反行為に対する対処状況の社会的認知状況を測定し, 本件施策の有効性を評価するため。
11 法的措置によって保護された消費者利益	-	-	法的措置によって保護された消費者利益を把握することによって, 本件施策の有効性・効率性を評価するため。

達成手段	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連す る指標	達成手段の概要等
	22年度	23年度			
(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費	199,302 (196,546)	221,963	224,503	1～11	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法等に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会24-3)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化	担当部局名	取引企画課 取引調査室 相談指導室	作成責任者名	取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 内野 雅美 相談指導室長 西川 康一
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等を図るとともに、事業者等がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。	政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。)への対応(相談事例の公表については年間10件以上を目標)、取引実態調査の実施公表(年間2件以上を目標)を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及啓発、事業者等からの相談対応、取引実態調査等を行って、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月

測定指標	目標値		測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	目標値	目標年度			
1 ガイドライン説明会の開催件数及び参加者数	—	—	ガイドラインの説明会開催状況を把握することによって、ガイドラインの普及啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。		
2 事業者等からの相談件数	—	—	事業者等からの相談への対応件数を把握することによって、事業者等からの相談への対応状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。		
3 相談事例の公表件数・ウェブサイトに掲載された相談事例へのアクセス数	公表件数 10件以上	24年度	相談事例の公表件数・相談事例へのアクセス数を把握して、相談事例集の充実度、利用状況等を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。		
4 取引実態調査結果の公表件数・調査実施期間・調査所要人数	実態調査 公表件数 2件以上	24年度	取引実態調査結果の公表状況、調査実施期間等を把握して、取引実態調査の実施状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、目標値は、実績値を考慮するなどして設定した。		
達成手段	補正後予算額(執行額)				達成手段の概要等
	22年度	23年度	24年度 当初 予算額	関連する 指標	
(1) 取引慣行等の適正化に係る経費	13,121 (12,461)	8,467	8,692	1～4	取引慣行等の適正化を図るために、①説明会の開催等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に係る相談対応、③事業活動の実態調査を行って、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会24-4)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用		担当部局名	企業取引課 下請取引調査室		作成責任者名	企業取引課長 藤本 哲也 下請取引調査室長 鎌田 明	
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。下請法に係る講習会を開催することにより、下請法の普及・啓発を図る。		政策体系上の位置付け	下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。				
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間の目途として勧告事件は10か月、指導事件は3か月)かつ確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。		目標設定の考え方・根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ確に運用すること、また、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発を図ることが重要であることから、この目標を設定した。		政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月	
測定指標			目標値	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			目標年度					
1	下請取引に係る書面調査の実施状況	—	—	下請法違反行為発見の端緒となる書面調査の実施状況を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
2	違反事件の処理件数(勧告及び指導)	—	—	事件処理件数を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
3	勧告事件の処理期間(10か月以内に処理した事件の割合)	100%	24年度	勧告事件の処理期間を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、公表に耐え得る証拠収集・事実認定等のため時間を要する勧告事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。				
4	指導事件の処理期間(3か月以内に処理した事件の割合)	100%	24年度	指導事件の処理期間を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、迅速に処理することが求められる指導事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。				
5	勧告事件の処理期間(処理に10か月超の期間を要した事件数)	—	—	事件処理期間を把握して、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。				
6	措置によって直接保護された下請事業者の利益	—	—	下請法違反行為に対する措置を採ることによって、直接保護された下請事業者の利益を把握することによって、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
7	下請取引適正化推進講習会の開催数・同参加者数・同参加者の理解度	—	—	下請取引適正化に係る講習会の開催状況及び同講習会の参加者の理解度を把握することによって、下請法の普及・啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
8	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレット・下請取引適正化講習会のテキストのアクセス数	—	—	公正取引委員会のウェブサイトの下請法関係の普及啓発資料へのアクセス数を把握することによって、下請法の普及・啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
9	勧告事件の日刊新聞報道量及び公正取引委員会ウェブサイトに掲載された同事件の公表資料へのアクセス数	—	—	公表した勧告事件に係る日刊新聞の報道量及び公正取引委員会ウェブサイトに掲載された同事件の公表資料へのアクセス数を把握することによって、下請法の普及・啓発の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
達成手段			補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	
			22年度	23年度				
(1)	下請法の的確な運用に係る経費	116,948 (107,644)	133,076	140,166	1～9	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するために、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ確に処理して違反行為を排除し、また、下請取引適正化推進講習会の開催や下請法に関するパンフレット・テキストを作成、配布して下請法の普及啓発を図る。		

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会24-5)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴	担当部局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 菅久 修一
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。	政策体系上の位置付け	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争の促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること(地方有識者との懇談会開催件数83件以上、一日公正取引委員会開催件数8件、消費者セミナー開催件数41件以上、独占禁止法教室開催件数76件以上)を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月

測定指標	目標値		測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	目標値	目標年度				
1 地方有識者との懇談会開催件数	開催件数 83件以上	24年度	地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)の開催状況を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。			
2 独占禁止法懇話会の開催回数	-	-	独占禁止法懇話会(公正取引委員会の委員長及び委員が、学会、産業界、中小企業団体、消費者団体等を代表する有識者から直接、意見を聴取するとともに、意見交換を行うもの)の開催状況を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性の評価するため。			
3 一日公正取引委員会開催件数・参加者の意識	開催件数 8件	24年度	一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)の開催件数・参加者の意識を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。			
4 消費者セミナー開催件数・参加者の内容理解度・同満足度	開催件数 41件以上	24年度	消費者セミナー(独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の開催件数・セミナー参加者の内容理解度・同満足度を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。			
5 独占禁止法教室開催件数・参加者の内容理解度・同満足度	開催件数 76件以上	24年度	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の開催件数・参加者の内容理解度・同満足度を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。			
6 報道発表件数	-	-	公正取引委員会の個別の活動に係る報道発表の件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
7 各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額	-	-	公正取引委員会が行った各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。			
8 メールマガジン登録件数	-	-	公正取引委員会の報道発表及び事務総長定例会記者会見の概要等を内容とするメールマガジンの登録者数を把握することによって、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
9 公正取引委員会ウェブサイトのトップページ・パンフレット掲載ページ・動画サイトへのアクセス件数	-	-	公正取引委員会ウェブサイトの各種ページへのアクセス件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。			
達成手段	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
	22年度	23年度				
(1) 競争政策の広報・広聴に係る経費	24,752 (19,997)	29,931	29,787	1～9	競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために、報道発表、ウェブサイトによる情報発信、独占禁止法教室の開催等の各種広報活動及び学界、産業界、経済団体、消費者団体等の有識者との意見交換等の各種広聴活動を行う。	

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会24-6)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進		担当部局名	官房国際課		作成責任者名	官房国際課長 杉山 幸成		
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。		政策体系上の位置付け	海外競争当局との協力・連携を強化し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進に繋がり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援(技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答:80%以上)を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する(公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数:前年度と同水準又はそれ以上)ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月		
測定指標			目標値	目標年度	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 海外の競争当局との二国間協議の開催回数			—	—	海外の競争当局との二国間協議の開催状況を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。				
2 ICN(国際競争ネットワーク)関連会合への出席回数			—	—	海外の競争当局との多国間協議への参加状況を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。				
3 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の実施回数・当該研修が有効であったと回答した研修生の割合			当該研修が有効との回答割合80%以上	24年度	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の実施回数・研修参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割合を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。				
4 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数			—	—	海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣状況を把握することによって、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上及び我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
5 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数・当該掲載件数のうち独占禁止法に基づく法的措置件数及び企業結合案件に係るプレスリリースの件数・英文プレスリリースへのアクセス件数			掲載件数16件以上	24年度	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載状況・英文プレスリリースへのアクセス件数を把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、これまでの実績を考慮して設定した。				
達成手段			補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等		
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な経費			67,146 (64,433)	50,327	50,209	1～5	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等への技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。		

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会24-7)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出		担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課		作成責任者名	経済取引局総務課長 東出 浩一 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 笠原 宏	
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。		政策体系上の位置付け	発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争の促進をさせ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。				
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上(そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進(そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進、競争政策の重要性等の情報発信、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進等を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月	
測定指標			目標値	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			目標年度					
1	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数・参加者の理解度・研修の有益度	研修開催回数128回以上	24年度	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数・同参加者の理解度・研修の有益度を把握することによって、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の研修平均開催回数を基に設定した。				
2	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知するか	—	—	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の参加者に対するアンケートの結果において、当該研修の内容を職場に周知する旨を回答した参加者の割合を把握することによって、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。				
3	公開セミナーの開催回数・セミナー参加者の満足度	開催回数3回以上	24年度	公開セミナー(広く一般から参加者を募り、競争政策研究センターの研究成果の発表等を行うもの)の開催回数・当該セミナー参加者の満足度を把握して、競争政策の情報発信状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均開催回数を基に設定した。				
4	国際シンポジウムにおける参加者の満足度	—	—	国際シンポジウム(海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、公正取引委員会の幹部等を交えてパネルディスカッション等を行うもの)参加者の満足度を把握して、競争政策の情報発信状況を測定し、本件施策の有効性を評価するため。				
5	各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施件数	—	—	規制の新設又は改廃の際に各府省が実施する規制の事前評価の際に、公正取引委員会が作成協力した「競争評価チェックリスト」を用いた件数を把握することによって、各府省における規制の事前評価の取組を支援・促進するための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。				
6	規制影響分析手法等検討会議の開催回数	—	—	規制影響分析手法等検討会議の開催状況を把握することによって、各府省における規制の事前評価の取組を支援・促進するための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するため。				
達成手段			補正後予算額(執行額)	24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等		
			22年度	23年度				
(1)	競争的な市場環境の創出に係る経費	36,832 (29,713)	46,482	45,415	1～6	競争的な市場環境を創出するために、①発注機関に対する入札談合等の防止のための研修、②公開セミナー及び国際シンポジウムにおける競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、③各府省が実施する競争評価の支援体制の整備等を行う。		

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(公正取引委員会24-8)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続		担当部局名	審決訟務室	作成責任者名	審決訟務室長 田中久美子
施策の概要	審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。なお、平成17年改正前の独占禁止法に基づく審判手続は、行政処分である審決を行うための手続である。		政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為に対する審判手続を通じて、公正かつ自由な競争を促進		
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め」、「適正かつ迅速な審理」を実現することとされている。	政策評価実施予定時期	平成25年4月～7月
測定指標		目標値	測定指標の選定理由又は目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		目標年度				
1	審決取消訴訟が提起されなかった審決件数・審決取消訴訟によって取り消された審決件数	—	—	審判手続により適切な審決が出されていれば、被審人が審決に対して審決取消訴訟を提起せず、また、審決取消訴訟が提起されたとしても審決が取り消されないと考えられるため。		
2	審判手続に要する期間	2年以内	毎年度	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標」とすることと規定されているため。		
達成手段		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等
		22年度	23年度			
(1)	審判手続に係る経費	10,662 (5,668)	10,384	4,356	1～2	独占禁止法違反事件の審判手続に関する業務、すなわち、参考人を審判廷に出頭させ、審尋すること及び審尋の速記録を作成することにより、審決に至る審判手続の適正な運用を図る。